



資料 3

医師法第16条の10の規定に基づく 専門研修に関する協議について

神奈川県 健康医療局 保健医療部
医療整備・人材課 人材確保グループ
令和7年9月24日

1. 協議の趣旨

○ 「医師の専門研修に関する協議について」（令和7年7月7日付厚生労働省医政局医事課長通知医政医発0707第9号）により、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が行う専門研修プログラムに関する計画の策定・変更に対して意見がある場合は、地域医療対策協議会の意見を聞いた上で、令和7年8月19日（火）までに厚生労働省へ提出することとされているため、本県の意見提出内容について協議する。（参考資料1）

2. 「医師法第16条の10」について

○ 例年7月に厚労省より「医師法第16条の10」の規定に基づき、専門研修プログラムに関して都道府県に意見提出の依頼がある。

医師法第16条の10

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

⇒ 機構が専門研修プログラムに関する計画を定めたり変更したりする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の意見を聞かなければならず、厚生労働大臣がその意見を述べるときは、**あらかじめ各都道府県医療対策協議会の意見を聞かなければならない。**

⇒ 機構は、厚生労働大臣の意見を当該計画の内容に反映させる努力義務を負う。

3. 意見提出に係るスケジュール

7月7日(月)

厚生労働省から都道府県に意見提出依頼

8月

機構が令和8年度開始の専門研修プログラムの内容(基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数・ローテーション等)のデータを都道府県に提供

8月19日(火) 〆切

都道府県は提供データをもとに、意見提出依頼事項について確認・意見を作成し、医療対策協議会の意見を聞いた上で厚生労働省に提出

9月以降

厚生労働省は都道府県の意見を取りまとめ、国医師専門研修部会において厚生労働大臣の意見として機構に提出
機構は昨年度の厚生労働省意見への対応状況を報告
今年度の厚生労働省意見を計画に反映させる努力を行う

4. 都道府県に意見提出が求められている事項

- ・ 都道府県は、機構から提出された情報について、次の事項を確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で提出すること。

(1) 国から都道府県への協議について

機構が提示した2026年度専攻医シーリング案が、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること

(2) 専門研修プログラムについて

- ① 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
 - ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。
- ② 個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・ プログラムの連携施設の設定、ローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
 - ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
 - ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

(3) その他（自由意見）

5. 令和 8（2026）年度専攻医シーリング案に関する意見（案）について

確認・意見提出を 求められている事項	意見提出における考え方
令和 8（2026）年度シーリング案に関する意見	＜令和 8（2026）年度シーリング案について＞ - 令和 8 年度については、今後に向けた運用上の課題の把握等も念頭にしながら、基本的には、令和 7 年 1 月 30 日医道審議会医師分科会医師専門研修部会において厚生労働省より示された案を踏まえた方針とする。（参考資料 2） - 主な変更点は以下のとおり 【主な変更点】 （通常プログラム） - これまでの「当該都道府県別診療科の平均採用数及び必要養成数」ベースの算出から、「当該診療科の全国専攻医採用数及び都道府県人口を加味すること」を基本とした算出とする。 - 連携プログラムの連携先での研修を含め、地域における専門研修の質の向上を図る観点から、例えば、大学病院等の基幹病院から指導医を地域に派遣した実績を有する場合については、定員数への反映を行う（本県は該当なし）。 （連携プログラム） - 特別地域連携プログラムをシーリング内に設置する。

5.令和 8（2026）年度専攻医シーリング案に関する意見（案）について

確認・意見提出を 求められている事項	意見提出における考え方
令和 8（2026）年度 シーリング案に関する 意見	＜本県提出意見＞ 「特別地域連携プログラム」については、都道府県の足下充足率が連携先の要件となっている。しかし、県内において、地域間で医師の偏在が顕著となっていることから、二次医療圏単位の足下充足率を算定のうえ、「特別地域連携プログラム」の連携先の要件として都道府県単位ではなく、二次医療圏単位の足下充足率が低い場合は、当該二次医療圏内の医療機関を特別地域連携プログラムの連携先とすることをできるようにすること。

6. 専門研修プログラムに関する意見（案）について

確認・意見提出を 求められている事項	確認結果	意見提出について
- 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。 - 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。	日本専門医機構からの提供データを確認した結果、いずれの診療科についても、県内に複数の基幹施設が置かれていることを確認した。	<u>適正な状態であり、意見なしとする。</u>（継続）

6. 専門研修プログラムに関する意見（案）について

確認・意見提出を 求められている事項	確認結果	意見提出について
・ プログラムの連携施設及びローテーションの設定並びに採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。 ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。 ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。	・ 各診療科のプログラムが本県の偏在対策に配慮されているか否かは、二次医療圏別の医師偏在指標において医師少数区域である県西及び、医師多数でも少数でもない区域であるが、県内において相対的に医師が少ない湘南東部・県央の2地域の医療機関を連携施設として含んでいるか否かによって判断できる。 ・ 上記を確認した結果、臨床検査を除く18診療科において、湘南東部・県央・県西地域の医療機関を連携施設とするプログラムが存在している。 （協議会当日限りの資料として配布予定） ・ また、日本専門医機構の提供データを確認した結果、本県において令和8年度より廃止となるプログラムは該当なしであった。	・ <u>殆どの診療科において本県の偏在対策に資するプログラムが存在しており、意見なしとする。</u>（継続）

6. 専門研修プログラムに関する意見（案）について

【参考】令和8年度開始の研修プログラム数

診療科	プログラム数	診療科	プログラム数
内科	47	脳神経外科	5
小児科	14	放射線科	9
皮膚科	5	麻酔科	16
精神科	13	病理	5
外科	20	臨床検査	5
整形外科	11	救急科	22
産婦人科	10	形成外科	7
眼科	6	リハビリ科	5
耳鼻咽喉科	4	総合診療科	29
泌尿器科	6	計	239

7. その他意見（案）について

- その他意見（案）について、以下のとおり提出してはどうか。

提出意見（案）	意見提出の考え方
・ <u>専門医機構から基幹施設に対する指導の徹底、あらかじめ専門医機構で精査、整備した各診療科別の事前情報提供、ローテーションデータへの二次医療圏情報の設定を要望する。</u>（継続） （要望理由） ・ <u>専門医機構からの提供データについて、基幹施設の定員数とローテーション数が一致しない箇所があったほか、ローテーションデータについて複数の施設で空欄箇所が引き続き生じていた。</u> ・ ローテーションの空欄箇所は、基幹施設がローテーション未定のままプログラムの様式を提出したことが大きな要因であり、専門医機構がプログラム作成の指導を行うとのことだったが徹底されていない。 ・ また、<u>ローテーションデータに二次医療圏情報のフィルタリングが設定されていないため、各研修プログラムが当県の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっているかの判断は難しい。</u>	・ 左記については昨年度も同様の意見提出を行った。それに対し専門医機構は、基幹施設がローテーションに空欄がある状態でプログラム申請を行えないようにする仕組みの導入を今後検討する旨回答したが、今年度の提供データにおいては導入されていないため、<u>引続き導入の検討を行うとともに、二次医療圏情報の設定についても情報を提供いただきたい。</u>

7. その他意見（案）について

提出意見（案）	意見提出の考え方
- 本県の医療機関を連携施設とする他都道府県の専門研修プログラムは、専門研修の人員配置が本県の医師確保対策や偏在対策に資するか否かの判断に影響を及ぼすため、<u>他都道府県の基幹施設のうち、本県の医療機関を連携施設として登録している基幹施設のローテーションデータについて提供いただきたい。</u>（継続） （要望理由） - 専門医機構からの提供データについて、<u>他都道府県に所在する専門研修基幹施設のローテーションデータが現状提供されていない。</u>	- 左記についても昨年度も同様の意見提出を行った。 - しかしながら、現状でも本県に所在する基幹施設のデータのみが提供されているため、本県の医療機関を連携施設として含む他県の基幹施設のデータの提供を引き続き求めたい。

説明は以上です。